

第3章 丹沢大山の将来像

1 将来像

この計画では、丹沢大山の将来像を、「多様な生物を育む身近な大自然」とします。

○ 「多様な生物を育む」について

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義しています。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素として大変重要なものです。進行している自然環境の劣化に歯止めをかけ、多様な生物を育む丹沢大山をめざします。

○ 「身近な大自然」について

丹沢大山は、都心から約50kmという首都圏の一角に位置していますが、自然林や沢の存在、大型動物の生息などに特徴づけられるように、豊かな自然が残されています。将来的にも、この自然が適切に保全され、魅力ある自然公園としての役割を担うことが期待されます。

2 計画の目標と施策の基本方向

この計画の目標は、丹沢大山の豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐことをねらいとして、「丹沢大山の生物多様性の保全・再生」とします。

基本的には、次の方向で目標の実現をめざします。

(1) ブナ林や林床植生等の保全

森林や林床植生は、大型動物や小動物の生息地としての重要な役割を担っています。また、ブナやモミの原生林は丹沢大山の自然を最も特徴づける存在です。そこで、劣化が進んでいるブナ林等の森林や、林床植生等を保全・再生します。

(2) 大型動物個体群の保全

大型動物個体群の孤立化を防ぐために、その生息域である森林等を整備し、さらには、他山地へ繋がる生息域の連続性を確保します。特に、ニホンジカについては、種の存続、

自然植生の保全及び農林業被害の防止の観点から、科学的な手法による個体群の管理を実施します。

(3) 希少動植物の保全

希少動植物の絶滅を防止するために、その生息・生育状況の把握と情報管理に取り組みとともに、保全手法について研究・実行します。

(4) オーバーユース対策等

オーバーユースによるゴミやし尿等の対策、特別保護地区の指定の見直し等を実施し、生物多様性に富んだ魅力ある自然公園の維持や沢、尾根、山頂等の丹沢大山を特徴づける自然景観の保全を図ります。

3 施策を推進するにあたっての基本方針

この計画の施策を推進するにあたっての基本方針は、次のとおりとします。

(1) 科学的な自然環境の管理

各保全対策の実施後にその結果をモニタリングするなど、丹沢大山の自然環境を科学的に管理することによって、将来の世代との共有財産である「生物多様性」が維持できる空間として保全します。

(2) 「生物多様性」の原則による管理

野生生物の生息地、魅力的な自然公園、保水力を持った水源林及び木材生産の場としての丹沢大山の役割を踏まえつつ、「生物多様性の維持とその持続的な利用の可能性」という原則に基づいて、自然環境を管理していきます。

(3) 県民と行政との連携

県民の自然保護意識が高まっていることを考慮し、また、自然環境を科学的に管理していくことについて、広く県民の理解を得るために、丹沢大山の自然環境を保全していくプロセスに多くの県民が参加する場面をつくります。